

令和6年度(2024年度)第1回鎌倉市障害者二千人雇用推進協議会 要旨

1 開催日時

令和6年(2024年)7月23日(火) 午後7時から午後8時30分まで

2 開催方法

対面形式

3 出席委員(会長◎ 副会長○) ※資料1「鎌倉市障害者二千人雇用推進協議会委員名簿」参照

◎行實委員、○徳永委員、渡邊委員、小紫委員、加納委員、萩原委員

4 会議次第

(1) 委員の委嘱について

(2) 報告事項

ア 令和5年度(2023年度)障害者二千人雇用事業の実績報告について

イ 令和6年度(2024年度)障害者雇用対策事業について

ウ 情報提供

(ア) 神奈川県障がい者雇用開拓・体験実習支援事業について

(イ) 事業者による障害のある人への合理的配慮の提供の義務化について

(3) 協議事項

障害者雇用推進に向けた取組について

(4) その他の事項

次回のスケジュールについて

5 配付資料

(1) (資料1) 鎌倉市障害者二千人雇用推進協議会委員名簿

(2) (資料2) 令和5年度(2023年度)鎌倉市障害者雇用対策事業実施状況

(3) (資料3) 令和6年度(2024年度)鎌倉市障害者雇用対策事業の概要について

(4) (資料4) 神奈川県障がい者雇用開拓・体験実習支援事業について

(5) (資料5) 事業者による障害のある人への合理的配慮の義務化について

(6) (資料6) 障害者雇用啓発講演会について

6 会議要旨

(1) 委員の委嘱について

令和5年度(2023年度末)をもって前回の任期が終了したため、改めて委員の委嘱を行った。また、昨年度に引き続き会長には行實委員、副会長には徳永委員に決定となった。

(2) 報告事項

ア 令和5年度（2023年度）障害者二千人雇用事業の実績報告について

資料2「令和5年度（2023年度）鎌倉市障害者雇用対策事業実施状況」に基づき、令和5年度に実施している障害者二千人雇用対策事業の実施状況について、事務局が実績報告を行った。

【委員からの主な質問等】

・福祉就労者数の内訳ということで、鎌倉市内、鎌倉市街と市民外利用者とあるが、そもそも市内の事業所を利用している方は市民ではなくても利用できるということか。

→その通り。ただし、二千人雇用センターに関しては鎌倉市独自で設置しているため、鎌倉市民の方を対象にしており鎌倉市民以外の方から相談を受けることはできない。

・農業就労体験セミナーとは、途中参加できるのか。また、参加倍率は高いのか。

→就労特化コースは、全20回の講座を全て参加することになっている。農業体験コースは随時参加者を募集している。倍率に関しては、人数制限を設けてはいないので申し込みの機会に事前説明会へご参加いただく必要があり、その事前説明会に参加いただいて目標合致していると認められるようであれば基本的には参加いただけるようになっている。

イ 令和6年度（2024年度）障害者雇用対策事業について

資料3「令和6年度（2024年度）鎌倉市障害者雇用対策事業の概要について」に基づき、令和6年度（2024年度）に実施予定の障害者雇用対策事業について、事務局が報告を行った。

ウ 情報提供

（ア）神奈川県障がい者雇用開拓・体験実習支援事業について

資料4「神奈川県障がい者雇用開拓・体験実習支援事業について」に基づき、令和6年度から始まった新規事業である神奈川県障がい者雇用開拓・体験実習支援事業の内容等について、事務局が説明を行った。

（イ）事業者による障害のある人への合理的配慮の提供の義務化について

資料5「事業者による障害のある人への合理的配慮の義務化について」に基づき、事業者による障害のある人への合理的配慮の義務化について、事務局が説明を行った。

(2) 協議事項

障害者雇用推進に向けた取組について

資料6「障害者雇用啓発講演会について」に基づき、令和6年度に実施する障害者雇用啓発講演会の内容や進め方について、また就労支援事業所等の工賃、賃金の向上に向けた支援策について、協議を行った。

【委員からの主な質問・意見等】

・企業に見学するような感覚で就労体験ができるような制度を作ることはできるか。

・就労体験の費用を市負担にすることはできるか。

- ・ 傷病手当金がもらえなくなってしまうので、給与が発生しない枠組みでできないか。
- ・ 企業も事業所も収入を上げないと賃金・工賃を上げられないため工夫が必要。
- ・ 仕事を見つけてくることも課題。
- ・ 工賃を上げていくことも大事だが、利用者がステップアップしていくためにも、まずは相談支援に力を入れて、そこに工賃が伴ってきけると良い。

【協議内容のまとめ】

- ・ 長時間働くことが難しい方や障害者雇用の高いハードルを感じている企業もあるため、短時間で利用できるような企業と登録者のマッチングの形態にできるといいかもしれない。
- ・ 法定雇用率未達成企業や障害者雇用に消極的な考えを持っている企業に対しても、直接受け入れてみることでよりイメージの転換を図ることができるのではないか。
- ・ 賃金・工賃に関して、仕事の切り出しについての情報は企業内の秘密という場合があるため、どう展開していくのかという点や利用者たちの思いやその状況も踏まえながら、一概に賃金・工賃の上昇だけを考えてみるのではなく支援にも力を入れていきたい。

(3) その他の事項

次回のスケジュールについて、本協議会が上半期に1回下半期に1回ということで年2回の開催を予定をしているため、次回が令和7年1月頃の開催予定であることを説明した。